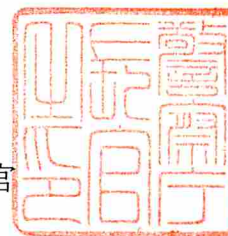


## 行政文書開示決定通知書

野中 公彦 様

警察庁長官



平成28年9月5日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

## 記

## 1 開示する行政文書の名称

- 生経通報の送付について（平成28年5月23日付け警察庁生活安全局生活経済対策付理事官事務連絡）
- 「愛護動物の対応要領」について（平成28年5月23日付け警察庁生活安全局生活経済対策付理事官事務連絡）

2 不開示とした部分とその理由  
別紙のとおり。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 3 開示の実施の方法等

## (1) 開示の実施の方法等

\* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（*）
A 4判文書 27枚 (うちカラー 2枚)	①閲覧	100枚までにつき100円	100円	0円
	②複写機により用紙にモノクロで複写したものの交付	用紙1枚につき10円	270円	0円
	③複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき10円（カラーで複写したものについては20円）	290円	0円
	④スキャナにより読み取ってきた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額（CD-R1枚）	370円	70円

\* 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

## 別 紙

### ○ 不開示とした部分とその理由

- (1) 警察電話の内線番号は、公にすることにより、行政機関等との連絡に関する事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。
- (2) 動物虐待等事犯における現場の措置について不開示とした部分は、公にすることにより警察の着眼点や捜査の実態が容易に推測され、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第4号に該当するため不開示とした。